

## オーストラリア、「ヒッチハイク害虫」カメムシによる混乱を警戒

こちらは、英文記事「[Hitchhiking bugs can cause a stink in Australia](#)」（2018年11月14日更新版）の和訳です。

クサギカメムシの侵入を防ぐため、オーストラリア当局は2018年9月1日から2019年4月30日の間、米国、日本、および欧州の一部の国から入港する船舶に対し季節輸入対策を導入しました。ニュージーランド当局が最近発行した車輛、機械及び装置の新輸入衛生基準でも同様の対策が求められます。



クサギカメムシ（略称 BMSB／学名 Halyomorpha halys）は、果物や野菜作物を食べ、深刻な被害をもたらす農業害虫です。この害虫は、原産地の東アジアから生息域を広げ、北米や欧州にも個体群が定着しています。しかし、オーストラリアにはまだ存在しておらず広く定着もしていません。[アジア型マイマイガ](#)と同様、クサギカメムシは、国際貿易の外航船によって持ち込まれる「ヒッチハイカー害虫」とみなされています。冬季に、クサギカメムシの成虫が寒気から逃れようとして、輸送コンテナ、車輛、機械等の貨物に入り込む傾向があります。

もしクサギカメムシがオーストラリアに広く定着するようになれば、生息域が広範なこともあり、対策は極めて困難かつ高コストなものになります。そのため、まずは侵入を防ぐことが最優先であり、オーストラリア政府は毎年、クサギカメムシのリスクが高まる9月に間に合うよう、輸入規制を見直しています。農業・水資源省（Department of Agriculture and Water Resources）は、2018-2019年のシーズン前に、以下の措置を発表しました。

- **2018年9月1日から2019年4月30日の間、米国、日本、および欧州の一部の国**からオーストラリアに入港する船舶をモニターするため、より厳しい検査が行われる。
- 貨物の種類と、積荷に害虫が紛れ込んでいる可能性に応じて、対象となる船舶はオーストラリアへの入港許可を得る前に、沖合で（熱や燻蒸などによる）処置を実施することが求められる。

[オーストラリアの BMSB ウェブサイト](#)に現在対象となっているすべてのリスク国や貨物、従うべき対策の概要が載っていますので、船舶運航者は参照するようにしてください。2018年7月19日現在の内容は以下のとおりです。

- 「**リスク国**」のリストには、米国、ドイツ、フランス、イタリア、ハンガリー、ギリシャ、ルーマニア、ジョージア、ロシア、日本が含まれる。

- 沖合での処置の実施が求められる「**高リスク貨物**」には、クサギカメムシが越冬のために紛れ込んでいる可能性のある、車輛、機械、レンガ、タイル、鋼鉄などが含まれる。
- 陸上でのより厳しい検査を要求される「**リスク貨物**」には、化学製品、鉱物、肥料、プラスチック、タイヤ、紙類が含まれる

## ニュージーランド、チリも排除

同様のクサギカメムシ管理対策は、ニュージーランドとチリに入港する船舶にも適用されます。ニュージーランドの第一次産業省（Ministry for Primary Industries [MPI]）のウェブサイト「[Hitchhiker pests](#)（ヒッチハイカー害虫）」によると、アジア型マイマイガに加え、クサギカメムシも寄港船舶の主要な懸念害虫とされており、2018年9月1日付で、車輛、機械及び装置の輸入者はMPIの新輸入衛生基準（Import Health standard [IHS]）の要件を満たさなければなりません。日本に加えて、MPIが2018-2019年シーズンでリスク国として挙げている国は、オーストラリア、ブルガリア、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ロシア、セルビア、スペイン、スロベニア、スイス及び米国です。船舶運航者は必要な対策の概要をつかむために、[MPIのクサギカメムシ管理対策に関するウェブサイト](#)を参照してください。同ウェブサイトには、新しいIHSとそれに付随するガイダンスへのリンクも掲載しています。オーストラリアと同様にニュージーランドでも、クサギカメムシのリスクが高まる期間は9月1日から4月30日とされています。

チリの農業牧畜庁（Servicio Agrícola y Ganadero [SAG]）は、2011年にクサギカメムシを[検疫病害虫](#)に指定し、それ以降、（主に米国からの）特定の輸入品に対して規制と燻蒸を義務付けています。最近、古着、玩具、靴、車輛でクサギカメムシが見つかったことを受けて、新しい決議（[No. 971/2018](#)）が2018年2月10日に施行され、米国からチリに輸送されるこれらの輸入品の燻蒸が義務付けられました。チリによるBMSBリスク対策措置に関しては、[こちら](#)をご覧ください。

## 推奨事項

オーストラリア、ニュージーランド、チリに入港する船については、船長・船員に対して、適用されるクサギカメムシ管理対策を周知徹底し、それらを順守させるようにしてください。原産国において商品や貨物のクリーニングまたは処置が必要な場合があります。また、すべての船員がクサギカメムシやその他の外来虫に常に留意し、船内で発見した場合は、入港地の関連検疫当局に報告するようにしてください。

船内で発見された虫がクサギカメムシかどうか分からない場合、[こちら](#)を参照してください。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されています。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。